

大連におけるベンゾイリン不正輸入事件

倉 橋 正 直

ベンゾイリンはモルヒネの一種である。当時、ベンゾイリンは日本国内では生産されておらず、主にドイツで製造されていた。ベンゾイリンは、1926年6月に日本国内では麻酔剤（この段階では、後の麻薬の意味で麻酔剤という用語を使っていた。）として取締の対象になったので、以後、自由に輸入できなくなっていた。しかし、植民地である関東州では法律が別だったので、まだ合法的に輸入できた。

1927年夏、大連郵便局にドイツから大量のベンゾイリンが届く。郵便小包を使って輸入されたのである。関東庁は事態を重視し対策を講じる。ベンゾイリンという麻薬が大量に輸入されていることは対外的に都合が悪かった。国際連盟や中国側はこういった事態に対し、常日頃から日本を厳しく批判していたからである。

そこで、関東州麻酔剤取締規則を改正する（関東庁令第54号。1927年9月28日公布。10月1日施行）。改正の目的は日本国内並みにベンゾイリンを取り締まることにあった。本来ならば、今回の取締規則の改正によって、ベンゾイリン輸入問題は幕を閉じるはずであった。

しかし、同取締規則の付則に問題を残してしまう。すなわち、ベンゾイリンは禁制品とされ、以後、自由に輸入できなくなったが、しかし、同取締規則の改正以前に、外国の製薬会社や取り扱い商店と契約し、輸送の途中にあるものは、改正以後であっても輸入を認めるという、いわば例外規定であった。善意の輸入業者の利益を守るという観点からすれば、この付則を設けたこと自体は妥当なものであった。

ところが、どこにも機を見るに敏な、はしこい人がいるものであって、この付則を利用して、一儲けをはかる。後の裁判で明らかになったように、そういうったグループは都合3つあった【表1参照】。

【表1】三つのグループ

第一グループ。小松茂一味

小松 茂	薬剤師。裕昌洋行を経営。のち、懲役1年を求刑される。
谷 捨吉	三大製薬所の社員。懲役1年を求刑される。
鎌野耆三平	精米業 懲役1年を求刑される。
鈴木英二	薬剤師 懲役10月を求刑される。
常石新一	※求刑の時、落ちている。

1930年3月10日から前後5回にわたり、ベンゾイリン2400kgのうち、1950kg、価格63万円を、小包郵便で、大連の小松茂経営の裕昌洋行に送らせる。

常石新一がドイツに行き、交渉。鎌野耆三平と谷捨吉が分担して金策する。

第二グループ。川上虎男一味

川上虎男	欧米雑貨輸入業。のち、懲役10月を求刑される。
河村統治	毛糸商 懲役1年を求刑される。
白川友一	元代議士 懲役1年6月を求刑される。

白川友一が1928年5月、ドイツに行く。ベンゾイリン2400kgとヘロイン600kgを買い付ける。1928年6月2日から、14回に分けて輸入。価格は99万円。大連の川上虎男あてに送らせる。「小松一味のボロ儲けを見聞。同一方法で一稼ぎ」をもくろむ。

第三グループ。松内亀太郎一味

松内亀太郎	薬種商兼、壳薬製造業。のち、懲役1年を求刑される。
米沢万次郎	元海務局傭人 懲役10月を求刑される。
田辺三槌	元会社取締役代表 ※求刑の時、落ちている。

前二者のマネをする。米沢万次郎がドイツへ行く。1928年12月6日から、6回に分けて、松内亀太郎あてに輸入。ベンゾイリン1850kg、価格64万円。実際、輸入した分は、検察局に押収される。ベンゾイリン1350kg、価格約60万円。

三つのグループの輸入額を合計する。まず、輸入金額(契約額ではなく、実際に支払った額)。63万円+99万円+60万円=222万円。

次にベンゾイリンの重量。1950kg+2400kg+1350kg=5700kg。このほかにヘロインが600kg。

最初、小松茂一味がこの付則の条項を利用して、ベンゾイリンの輸入をはかる。もちろん、取締規則の改正以前にドイツの製薬会社・取り扱い商店とすでに契約済みで、現在、輸送途中有るという、付則が規定するような状況はまったくなかった。にもかかわらず、彼らはそのようになってるという書類をでっちあげる。そのためには、ドイツの製薬会社・取り扱い商店の協力が必要であった。そこで、彼らは急遽、仲間の一人（常石新一）をドイツに派遣する。当時、ドイツまで人を派遣するには少くない費用を要した。だから、その程度の費用を工面できなければ、この企ては、はなから成り立たなかった。ドイツでベンゾイリンを扱っている製薬会社や商店と結託し、彼らと口裏を合わせ、必要な書類を作成した。

小松茂一味が輸入したベンゾイリンの価格は63万円にのぼった。これだけの巨額の資金は薬剤師の小松茂たち5人では到底、負担できなかった。だから、不正輸入に直接かかわった実行犯と巨額の資金を提供した金主とは別であって、仲間の鎌野督三平と谷捨吉の二人が金策に走り回った。

ベンゾイリンの輸入代金の大半は、財力に余裕のある、内地の資産家・富豪からかき集めた。彼らの名前は、事件を報じる新聞に、二、三、出てくる。しかし、きちんとした証拠がなく、結局、裁判では、輸入代金の大半を負担したと思われる資金提供者は追求されずに終わってしまい、直接、不正輸入にかかわったものだけが逮捕され、追求されたにすぎない。

小松茂一味は、ニセの書類で関東庁をみごとに欺き、ドイツから大量のベンゾイリンの輸入に成功する。ドイツから大連郵便局に次々と郵便小包でベンゾイリンが到着する。取締規則が改正される以前、合法的に輸入できた段階でさえ、ベンゾイリンの輸入は十分、大きな儲けをもたらしてくれた。

しかし、その後、法律が変わり、その輸入は禁止された。すでに禁制品になっていたベンゾイリンを彼らは例外的に輸入できたのである。希少価値を持つことになったベンゾイリンは、非合法の麻薬密売市場で、それこそ飛ぶように売れたことであろう。そのことは、まちがいなく輸入業者に以前より一層大きな利益をもたらした。輸入価格が当時の貨幣価値で63万円という巨額なものであったから、その利益もやはり巨額なものになった。

とにかく、小松茂一味はベンゾイリンを不正に輸入することで、他ではちょっと得られないようなボロ儲けに成功する。

小松茂たちがベンゾイリン不正輸入でうまくやって、大儲けしたという噂が、狭い関東州、とりわけ大連の街の中をかけめぐる。彼らが大儲けしたなら、俺たちもというわけで、第二、第三のグループが続く。

第二のグループは欧米雑貨輸入業者の川上虎男一味であった。彼らは、「小松一味のボロ儲けを見聞。同一方法で一稼ぎ」をもくろむ。川上虎男一味の、いわば軍師を務めたのが、元代議士で海千山千の白川友一であった。彼は 1928 年 5 月、みずからドイツに赴き、輸入に必要な段取りを整えてくる。ベンゾイリン 2400 kg とヘロイン 600 kg、価格にして 99 万円分を輸入する。三つのグループの中で、最も金額が多い。あるいは、グループの一人、白川友一が元代議士ということで、資産家連中に対し顔がきき、抜群の集金能力を持っていたからかもしれない。

このグループは二番手で、時期も多少おそいということもあって、大事をとる。すなわち、ニセの書類を受理してもらう必要から、関東庁の役人に賄賂を贈る。実際、かなり危ない橋を渡るのであるから、保険の意味でも、関東庁の担当の役人に鼻薬を多少とも嗅がせておく必要があった。こういったダーティーな仕事は白川友一が担当した。彼は当時、関東庁衛生課長であった川井又一に高級腕時計を贈っている。後述するように、裁判で、ベンゾイリンの不正輸入に関しては全員無罪になる。その中で、白川友一と川井又一の二人だけが贈収賄で有罪になっている。

第三のグループは薬種商、兼壳薬製造業の松内亀太郎一味であった。このグループの米沢万次郎（元海務局傭人）が、下工作のため、やはり 1928 年 12 月にドイツに行っている。

前二者までは、大連郵便局でドイツから送られてきたベンゾイリンなどを受理できたから、それを闇のルートに乗せることができた。だから、のちに逮捕され、名前が出てくる実行犯も、また、彼らに資金を提供した者（結局、名前は判明しないが。）も、それによって、大きな利益を得ることができた。

ところが、三番手の松内亀太郎一味まで来ると、さすがに、そのよういうまくいかなくなる。すなわち、彼らがドイツから送らせたベンゾイリンが続々と大連郵便局に到着する時期になると、取締規則の付則を不正に利用し、大儲けをしている者がいるという街の噂が官憲に届くほどまでに大

きくなっていた。

放置するわけにもゆかず、官憲は調査を始める。たしかに怪しい所がいくつか出てくる。たとえば、前述した白川友一による関東庁の役人への贈賄工作も浮かびあがってくる。調査の結果、こういったことが次第にわかつってきたので、松内亀太郎一味が輸入したベンゾイリンは、大連郵便局にそのまま留め置かれ、彼らには手渡されなかった。このため、第三のグループは、前二者と異なり、儲ける機会を失ったばかりか、場合によっては多額の資金を投資して輸入しようとしたベンゾイリンそのものまで没収されそうになった。

1930年1月27日、この事件で容疑者が一斉に検挙される。逮捕された三つのグループのうち、結局、8人が起訴される。ベンゾイリン不正輸入事件では、三つのグループは一括して審理された。

ただ、取り調べの過程で明らかになった贈収賄事件だけは別に審理された。前述したように、第二グループの元代議士、白川友一が、暗に手心を加えてもらおうと、当時、関東庁衛生課長であった川合又一に高級腕時計を贈ったものである。

川合又一は東京帝国大学法学部を出たエリート官僚で、逮捕された時は奉天警察署長の要職にあった。当時、満鉄附属地というものがあり、日本の小さな植民地であった。奉天（現在の瀋陽）にあった満鉄附属地で、彼は警察署長を勤めていたというわけである。収賄事件の裁判は別個に審理され、早く判決が出ている（1931年2月19日）。有罪になったことで、川合又一はエリート官僚としての道を閉ざされる。しかし、これも自分が躊躇した種であるから、やむをえなかった。

この贈収賄事件はベンゾイリン不正輸入事件から派生した、いわば副産物であって、事件の核心部分ではなかった。これに対し、本題のほうの裁判の中で、とんでもないことが出てくる。前述したように、関東州麻酔剤取締規則が改正される。その改正された取締規則が公布されたのであるが、公布後、実は二回にわたって「正誤」が出され、同取締規則の字句が修正されていた。一回目は文字通り誤字の訂正であった。ところが、二回目の「正誤」は、単なる字句の修正のレベルを越え、実質上、取締規則の内容に踏み込んで改変していたからである。

二回目の「正誤」が出された経緯である。当時、関東庁衛生課の技手であった近森監介が、薬学の専門家の立場から、改正された関東州麻酔剤取

締規則の肝心な条文（第一条第一項）に、薬学から見て不備な所があるのを見つける。しかし、すでに公布されてしまったあとなので、正式に訂正できない。やむなく、「正誤」の形式でそれを修正したのである。このことは、技手という下級職員にすぎない近森監介の一存でやれるわけがなかった。当然、衛生課の上司や関東庁の幹部の、正式な、あるいは暗黙の了承の上に行なわれたはずである。要するに関東庁の官僚は薬学についてきちんとした知識がないので、大事な法律の条文に無知をさらけだしたのである。

改正された関東州麻醉剤取締規則の条文に、薬学から見て重大なミスがあったこと、しかも、それを正式に訂正せず、公布後に、「正誤」の形で、事実上、改変したこと。——こういった事情が、裁判の中で次第に明らかになってくる。こうして、ベンゾイリン不正輸入事件の裁判は当初、思いもかけなかつた方向に進展してゆき、次第に関東庁令改変事件に、その性格を変えていった。

関東庁令改変事件ということで、「正誤」の作成に直接、かかわった近森監介だけでなく、当時の関東庁の幹部がそろって、検察側から事情聴取を受けるはめになる。取締規則の公布から裁判まで、3、4年の年月が経過していた。一般職員の移動はそれほど頻繁ではなかったが、しかし、上級幹部ほど転勤は早かったから、当時の関東庁の幹部は、長官をはじめ、すでに別の官庁や部署に転勤しているもの多かった。すでに大連にいない、元の関東庁の幹部に対しては、文書による問い合わせや、あるいは現任地の検察が替わって事情を聴取した。

植民地・関東州では、内地以上に関東庁の役人がえりあっていた。そういうた彼らが、関東庁長官まで含め、たとえ文書によるものであっても、検察の事情聴取を受けるような事態に立ち至つたのであるから、この件で関東州がわきたつたのも無理がなかった。同様に、関東州の人々の多くが、今回の裁判をベンゾイリン不正輸入事件の裁判というよりも、むしろ関東庁令改変事件に対する裁判と受け取めたのも、やむをえないことであった。

1931年7月24日、全員、無罪という判決が出る。三グループ、8人の被告全員がベンゾイリン不正輸入事件に関しては無罪であった。ただ一人、白川友一だけが贈賄の罪で有罪になったが、しかし、彼もベンゾイリン不正輸入事件では無罪であった。

判決によれば、無罪の理由はやはり関東庁令改変であった。改正された

関東州麻醉剤取締規則の当初の規定に対し、「正誤」という形で、事実上、条文の内容を改変することは認められないというわけである。したがって、近森監介が最初に気がつき、「正誤」によって修正された条文は、法律的には無効の扱いになり、公布された通りの当初の文面が生きていることになった。

当初の規定は、薬学的には、およそ不備であって、ベンゾイリンをその禁止品目の中に含みこめなかつた。そうである以上、ベンゾイリンの輸入を禁止する法律は一切存在しないことになる。三つのグループは、たしかに外国の製薬会社との事前の契約や現在、輸送途中にあるという、取締規則の付則が規定している事実はないのに、あたかも、そのような状況にあると、偽って申請した。

彼らが取締規則の付則を悪用し、虚偽の申請をしてベンゾイリンを輸入したことは明らかだが、しかし、関東州では、そもそもベンゾイリンの輸入を禁じた法律が存在しないのだから、彼らの行為は罪に問えない。——無罪判決はこのような論理に基づいて出されたものであった。実は無罪判決は事前にある程度、予測されていた。予想されていたことは予想されていたが、しかし、予想通りに完全無罪の判決が出たことは、たしかに人々を驚かせるのに十分であった。

法律の解釈からすれば、判決の論理それ自体は、あるいはやむをえないものと認められよう。しかし、現実には一部の悪徳業者の「やり得」を是認してしまう結果に終わっていた。その意味では、法律にうとい一般の人々の立場からすると、正直なところ、釈然としない判決になっていた。

さらに、三つのグループのうち、川上虎男一味は問題になっているベンゾイリンだけではなく、ヘロインも一緒に輸入していた。ヘロインは代表的な麻薬であった。にもかかわらず、なぜか、ヘロインの輸入も罪に問われていない。ということは、前述の改正された関東州麻醉剤取締規則は、ヘロインのような代表的な麻薬でさえ取り締まれないほど、薬学的に見て、不備だったことになる。その意味では、これほどいいかげんな取締規則を作成し、公布した関東庁の責任は大きい。

一方、日本の阿片・モルヒネ政策の直接の対象にされ、ひどく苦しめられている中国側からすれば、今回の無罪判決に対し、おのずから別の感慨があったはずである。すなわち、日本の植民地当局（関東庁）は、不正な方法で大量のベンゾイリンを輸入した悪徳業者を逮捕して、裁判にかける

ことはかけたが、結局、有罪にできなかった。要するに日本は本当の意味で、非道徳的な阿片・モルヒネ政策をやめる気はないんだと、今回の無罪判決から、彼らが判断するのはしかたないことであった。

麻薬の密売ルートを川の流れに譬えると、末端の密売人が摘発・逮捕されるといった「川下」に当たる部分が多く報じられる傾向があり、製薬会社や卸売り業者が関与する「川上」に当たる部分はなかなか出てこない。ところが、今回は珍しく生産地のドイツから大連にベンゾイリンが輸入されてくる段階が問題にされた結果、大連の三つのグループが輸入した状況（具体的にはベンゾイリンが合計で5700 kgとヘロインが600 kgで、その輸入代金が222万円であること。表1参照）が暴露された。

通常、こういった数字はなかなか表に出てこない。普通では、ほとんど目にすることのできない数字が裁判の中で明らかになった意義を、いくら過大に評価しても、過大評価しすぎることはあるまい。要するに、今回の裁判の意義は、普通、目に触れにくい密売ルートの「川上」の部分に光を当てたことにあった。

次に、前述の裁判で明らかになった具体的な数字が持つ意義を考えてみる。まず、この時、関東州の大連で、三つのグループが、重量で約6トン、価格で222万円ものベンゾイリン（ヘロインを含む）を輸入したこと自体が、実はものすごいことであった。

しかし、当時の大連の人々にとっては、どうも、それほど珍しいこととは認識されていなかったようで、そのため、裁判でも、この点はあまり注目されることはなかった。おそらく、彼らにとっては比較的ありふれたケースであって、わざわざ言及する必要を認めなかつたからであろう。しかし、今日の我々からすれば、これこそが一番、核心をなす問題であった。

まず、今回、輸入した約6トンのベンゾイリン（ヘロインを含む）によって、どれだけ多くの中国人が財産を失い、また、健康を損ね、最終的には死んでいったかに思いをいたすべきであった。おそらく、数十万人の規模で、その害を被ったことであろう。彼らに破産と緩慢な死を確実にもたらす、恐ろしい麻薬をこれだけ大量に輸入したことが、どれだけ犯罪的な行為であったか、残念ながら、当時の日本人は考えようとなかった。

実際、今回の裁判の中でも、こういった視点からの追求は皆無であった。関東庁などの日本側の為政者は、従来から国際連盟に代表される、阿片問題に関する国際世論の動向には気を配っていた。それは、むしろ神経質す

ぎるほどであった。しかし、人道主義や道徳的正義を尊重する気持ちは、おそらく希薄だった。だから、麻薬を本気になって取り締まる気はなかった。中国人の犠牲の上に金もうけをしてもかまわないというのが彼らの認識だったからである。

次に、1928～30年ころの222万円は、現在の貨幣価値に換算すれば、いくらぐらいになるかである。この換算比率が重要な問題になるので、きちんとした根拠を示す必要がある。とりあえず、およそ100億円としておく。そのあまりに巨額にのぼることに驚嘆しよう。半端な金額ではなかった。

三つのグループは、とにかくこれだけ多額の資金を集めたのである。資本というものは本質的に臆病なものである。リスクが大きいと判断される場合、投資を躊躇する。しかも、これだけの大金である。みすみす大金をドブに捨てるようなことをするはずがない。投資に応じた資産家連中は、今回の企てのリスクは基本的に小さく、逆に大儲けが可能だと判断したからこそ、大金を投じたのである。

その際、彼らの判断に二つの根拠があった。第一に、今回のベンゾイリン輸入に類したこと(すなわち、100億円もの資金を集め、モルヒネ類を外国ないしは内地の大連方面から輸移入する企て)が、大連では、これまでも、しばしば行なわれてきていて、今回が決して初めてではなかったことである。

第二に、6トンもの大量のベンゾイリンを輸入しても、それを短期間に売りさばけるという見込みがあったからである。商売人はそのような見込みがなければ、これだけ多額の投資をするはずがなかった。要するに、大量に輸入したベンゾイリンが大連の倉庫にむなしく放置されたままで、売りさばくのに苦労するといった事態は全く想定されていなかった。ドイツから荷が大連に到着すれば、右から左に容易に売りさばけるという判断であった。

実際、三つのグループのうち、ベンゾイリン入手できた初めの二つのグループは、さして苦労もせず、これを非合法の販売ルートに卸すことで、莫大な利益を収めたはずである。逮捕・起訴された実行犯も当然、それなりに儲けたが、投資金額が大きかったから、(名前が出てこない)金主を務めた資産家たちの利益はケタはずれのものだったと推測される。

大量のベンゾイリンを輸入しても、それを難なく売りさばけるほどに、当時、大連を中心とする、日本側のモルヒネ類の密売ルートがすでに確立

していた。日本内地や諸外国から、モルヒネ類が大連に密輸されてくる。いったん、大連に着いたモルヒネ類は、そこで小分けされて、関東州、満鉄附属地、中国東北地方全体、さらに天津などを経由して北中国に配布されていった。大連を結節点とする日本側の非合法の密売ルートの確立が前提になった。この前提なしに、これだけ大量のベンゾイリンの輸入を企てるはずがなかった。また、同様に資産家たちから、これだけ多額の資金を提供してもらえるはずがなかった。

前述したように、裁判での主な関心は残念ながら、関東庁令改変問題のほうに流れてしまう。しかし、今回の事件の本質はそこの所には決してなく、重量約6トン、現在の貨幣価値に換算して100億円ものベンゾイリンをドイツから輸入した所にあった。換言すれば、東アジア的規模で展開する日本の阿片・モルヒネ政策において、当時、すでに大連が重要な結節点になっていたことが、今回の事件から、はしなくも暴露されたのである。

【史料】史料は主に次の三つである。

- ① 明治大学所蔵『関東庁警務局資料 16 ベンゾイリン関係資料』——この中に31種の資料が入っている。当然、ベンゾイリン不正輸入事件の基本史料である。なお、重要なものを選んで、資料集を編纂する計画があることを付記しておく。
- ② 『満州日報』——内地の新聞は、この事件をほとんど報道していないが、地元の関東州にとっては大事件であったので、さすがに『満州日報』は詳しく報じている。
- ③ 愛知県立大学所蔵『昭和六年大連地方法院第一審 麻酔剤取締規則違反並贈収賄被告事件公判速記』——奥付が欠落しているので、著者、発行者、刊行年はすべて不明。ページ数も、全体を通したページではなく、各弁護人ごとにページをふっている。次の通りである。
403+38+30+43+8+9+39+6+23+19+8+10+14+11+47+13+13+6=740 ページ。

おそらく、本事件の被告人たちが、無罪判決を喜び、かつまた、それを記念する意味で、この公判速記を刊行したものと考えられる。740ページもの公判速記を刊行するには相当な費用がかかるが、ベンゾイリン不正輸入で大儲けをした連中にとては、この程度の出費はたいした負担と感じなかつたであろう。とにかく不思議な本である。

【ベンゾイリン不正輸入事件・略年表】

- 1926年 6月 内地では、ベンゾイリンが取締の指定に追加される。
- 1927年 8月 ベンゾイリンの小包が多数、大連郵便局に届く。
9月28日 関東州麻醉剤取締規則（改正されたもの）の公布。
10月1日 同 施行。
12月30日 白川友一は、関東庁衛生課長の川合又一に高級腕時計（278円相当）を贈る。
- 1930年 1月27日 この事件で、一斉検挙。
5月15日 予審終結決定。8人が起訴される。
6月4日 事件の報道が解禁される。初めて、全容が報道される。
- 1931年 1月29日 第一回裁判。大連地方法院にて。
2月19日 川合又一に対し、収賄罪で有罪判決（別に審理）。
4月23日 裁判。第二回。
4月24日 元関東庁技手・近森監介が重要証言。近森は、同日夜、刑務処に収監される。
4月26日 児玉元関東長官等の証人尋問を嘱託。
5月19日 庁令無効を見越しエクゴニン事件拡大。
6月27日 裁判。第三回。求刑。
7月24日 裁判。第四回。8人に対する判決。すべて無罪。
ただ、贈賄罪で白川友一だけ有罪。
9月18日 満州事変勃発。